

総合教育会議について

1 趣 旨

知事は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を所管し、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。

改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、知事と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、地方公共団体に総合教育会議を設置することとされた。

2 協議事項

知事と教育委員会が教育行政に関し協議・調整する場として総合教育会議を設置し、次の事項について協議・調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

3 会議の組織及び運営

- (1) 会議は、知事が招集する。
- (2) 会議は、知事及び教育委員会をもって構成。
- (3) 知事及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重する。
- (4) 知事及び教育委員会は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、意見を求めることができる。
- (5) 会議は原則公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるときなど、公益上必要がある場合はこの限りではない。
- (6) 会議の議事については、協議及び調整の要旨等を記載した議事録を作成し、これを公表するものとする。
- (7) その他、会議の運営に必要な事項は、会議において、要綱で定める。